

指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の 指定取消処分について

令和6年11月21日

倉敷市社会福祉部障がい福祉課

下記の指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、次のとおり指定取消処分を行いました。

1 対象事業者

法人名 合同会社日本総合マネジメント 代表社員 金岡靖典

所在地 倉敷市水島南亀島町12-19

2 対象事業所

相談支援事業所 Amore（特定相談支援：3330200522）

（障害児相談支援：3370260030）

事業所所在地 倉敷市新田2434-1 大建アーバンハイツ101号室

サービスの種類 指定特定相談支援、指定障害児相談支援

指定年月日 令和2年9月1日

3 指定取消日

令和6年12月31日

4 処分の理由

【特定相談支援】

（1）不正請求【法第51条の29第2項第5号該当】

令和4年4月1日から令和5年12月31日までの間、相談支援専門員が行うべき業務を相談支援専門員ではない法人代表者が一人で行い、計画相談支援給付費262,420円を不正に請求し、受領した。

(2) 虚偽報告、虚偽答弁【法第51条の29第2項第6号及び第7号】

監査において、法人代表者及び管理者が虚偽の報告を行い、また、質問に対し虚偽の答弁を行い、検査の妨害を行った。

【障害児相談支援】

(1) 不正請求【児童福祉法第24条の36第5号】

令和4年4月1日から令和5年12月31日までの間、相談支援専門員が行うべき業務を相談支援専門員ではない法人代表者が一人で行い、障害児相談支援給付費27,520円を不正に請求し、受領した。

(2) 虚偽報告、虚偽答弁【児童福祉法第24条の36第6号及び第7号】

監査において、法人代表者及び管理者が虚偽の報告を行い、また、質問に対し虚偽の答弁を行い、検査の妨害を行った。

5 欠格事由該当者

合同会社日本総合マネジメント 代表社員 金岡靖典

6 経済上の措置（給付費の返還）

当該事業者が不正に受領した給付費について、法第8条第2項及び児童福祉法第57条の2第2項の規定により加算金（40%）を加えた額の返還を求める。

(1) 計画相談支援給付費	262,420円
(2) 障害児相談支援給付費	27,520円
(3) 加算金（40/100）	115,976円
合計	<u>405,916円</u>